

寄居六斎市の構成

— 寛永期市定を史料に用いて —

岡村 治

I はじめに

戦国期永禄・天正の頃から江戸時代初期にかけて、関東地方の各地に六斎市をともなった市町が設立されたことは広く知られている。なかでも、戦国期の市町については、従来、後北条氏の領国支配の研究のなかで領国経済圏という概念との関わりから取り上げられ、研究成果が蓄積されている。しかし、徳川氏入封以後も六斎市が盛んに新設され市町が一層整備されていった過程については、これまでのところ究明が乏しい。

関東における戦国期から近世初期の移行過程を空間編成の変化という側面からみると、それは単に個別領域の統合という変化ではなく、そこには流通組織と経済圏の構造的変革が並行して生じていたことを注視しなくてはならない。寛永期にいたるおよそ30~40年間、江戸が流通核心として急成長を遂げる一方で、市町や城下町を中心としたそれ以前の地域の経済圏はその様相を変じた。その過程のなかに過去から連続する要素と不連続な要素とが存在し、その相克こそが移行であり展開とするならば、まずはその要素を峻別し変化の実相を具体的に検討することが必要である。

本稿は、寛永8年(1631)の「武蔵国榛沢郡藤田郷寄居町市場割定之帳」(以下に「市場割定帳」と略記する)を用いて、寄居六斎市の組織と機能を具体的に検討することを目的とし、あわせて近世初期関東における流通の編成化をしる手がかりとしたい。この史料は寄居町中町在住の岩田豊人家所蔵によるもので、すでに『埼玉県史資料編16』に翻刻所収されている¹⁾。管見の限りでは、近世初期の六斎市の市定としては最も古く、商品と人名の対応を記載している具体性は極めて貴重である。

秩父の谷々の水系を集めた荒川が関東平野へ流れでるところに位置する寄居町は、秩父地域と関東平野とを結ぶ谷口集落的性格をもった町としても著名である。寄居の町場成立(町立て)の時期についてはこれまで定まった見解はないが、荒川を挟んで対岸に位置した鉢形城の落城(天正18年)以後、文禄から慶長初年にかけての間と推測される。この時、今日の町並みの原型が形づくられたとみられる(第1図)。そして、寄居は、江戸時代を通じて地域の経済活動の中心として機能し、その六斎市の動態には秩父地域の生産・流通・消費の各側面が深く関係しているとみることができる。

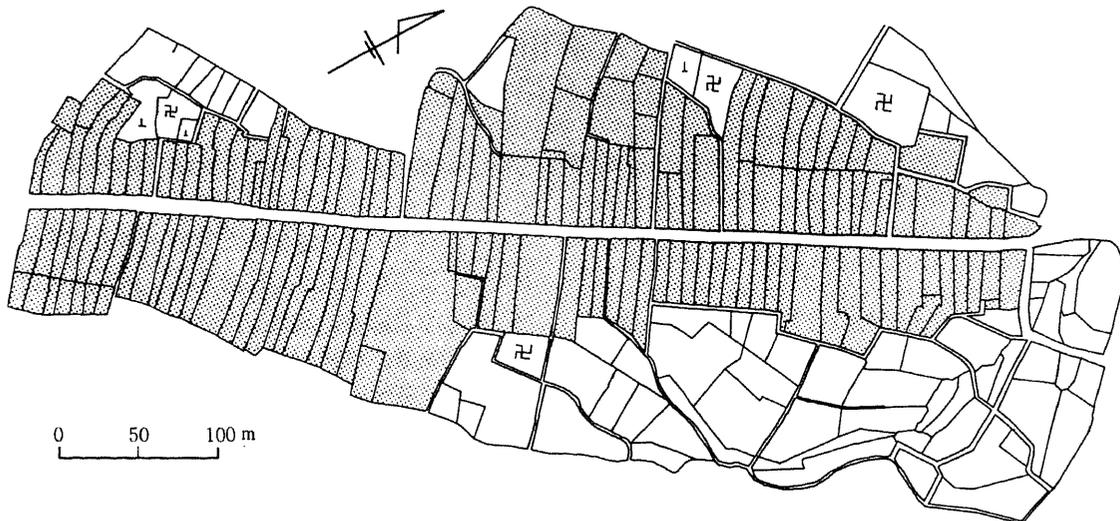
なお、史料全文は本稿末尾に掲載することとし、本文中には必要箇所を抜粋して引用する。

II 寛永期の市定

関東の六斎市のなかには、寛永期頃に「市定」を定めたところをいくつか見いだすことができる。しかし、その多くは定文を遺したものでなく、寛永12年(1635)の小鹿野の場合のように、定めたという事実を伝承として後に記している事例である。

定文として伝存する市定の史料上の呼称は実際にはさまざまで、寄居では「市場割定之帳」、やや時代を下った承応3年(1654)の上州渋川では「市日商売物立様之覚」²⁾、寛文10年(1670)の上州室田では「市場居座遵守定」³⁾などとしている。ただし、いずれにも共通しているのは、町並みの屋敷に対応させて市見世の取扱い商品を記載している点である。

たとえば、寄居の「市場割定帳」では、



第1図 寄居の町割（近世初期を復原）

定南中町		
— 薪	長助	
	源左衛門	
（ — 炭	庄右衛門	
		— まい賣り

と記されるように、長助と源左衛門の屋敷には薪が、庄右衛門の屋敷には炭とまい売りが割り振られている。そして、必ずしも商品と屋敷は一対一に対応せず、複数の対応関係がある点に注意される。さらに、渋川の場合では、

— 小万物	座	太郎兵衛
— あい物		
— 茶	座	新之丞
— あい物		

とあるように、商品名に続けて「座」を付して記している。

こうした商品と町屋敷との対応こそが寛永期頃の市の「座」であり、それを居座と呼んだのである。寛永期の市定は、居座を規定することに主要な目的があった。

渋川を事例とした和泉清司氏は、市の座の意味

を町屋敷主に与えられた市見世の「営業権」と解し、「彼らは街道に面して屋敷地を持ち、ふだんは百姓として田畑を所持し耕作に従事しており、六斎市の日には自己の屋敷の前で穀類や小間物など自己の所有する座の商品を売るという、いわゆる「庭先商い」を行っていた」と述べている⁴⁾。

筆者は、市の座が屋敷主に与えられた市見世の営業権というべき点では同様な理解にあるが、屋敷主自らが六斎市で座の商品を商ったとは考えない。屋敷主は六斎市に商売に来る市場商人に対して屋敷先の市庭を貸し与えることが通例で、居座は各屋敷先で販売できる市見世の商品・業種を規定したものと理解する。つまり、市場商人が市見世を出ず場所を勝手に決め、また屋敷主がその商人を自己の市庭へと奪い合うことによって生じる混乱を、町屋敷に商品・業種の座を割り振ることで一定の枠を与えたのである。市場商人はそれぞれの商品に応じた居座で商売をし、屋敷主は自己の座の範囲内で市場商人を呼び集めることは才覚次第とされていた⁵⁾。単純に言い換えれば、町屋敷に対応させた市場の「見世割り」であったと言える⁶⁾。寄居の市定が「市場制定帳」と呼称された所以もそうした実態を的確に表している。

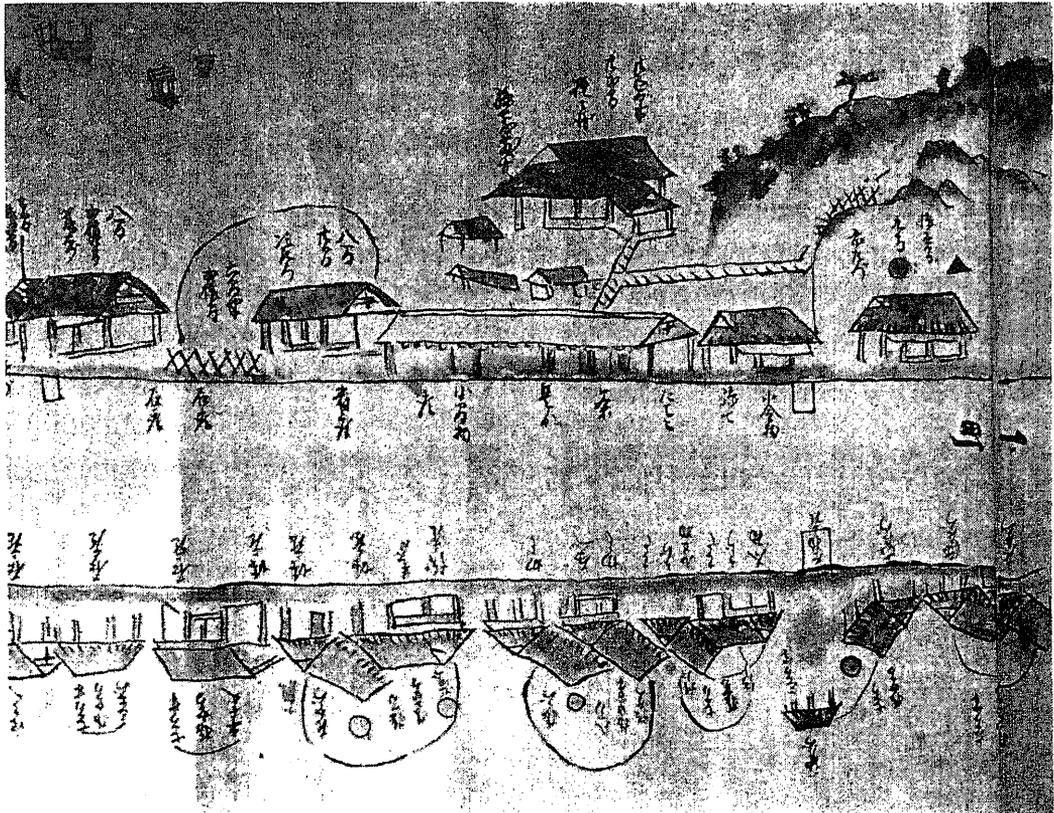
Ⅲ 六斎市の風景

寛文10年に上州室田六斎市の居座を割直した際に作成された絵図がある⁷⁾。第2図にはその一部分を示した。この絵図は、寛永期の寄居の「市場制定」から当時の六斎市の風景を検討するうえで、貴重な情報を与えてくれる。

まずひとつには、町屋敷の描写の多くに、通りに面した表間口に見世構えが描かれていることである。六斎の市日にあたる日には、この部分、すなわち、屋敷の表座敷を市場商人に貸し商売させていた。この市見世の形態を「内見世」と呼び習わしていた⁸⁾。また、この絵図には描かれていないが、通りと屋敷との間に設けられた奥行き1〜2間の市庭の空間を利用する市見世を「前見世」と呼んだようである。一方、通りにでる市見世を

「中見世」と呼び、先の内見世・前見世と並列する場面があった。ただし、室田の例では、「両川に余り候ハ、市場衆へ相断中みせにも可置事」とあるように、居座からあふれてしまう商人をあてたようである。

つぎに、絵図に描かれた座の商品の配列、つまり見世割りが注目される。同じ商品の座、もしくは同種の商品が屋敷数軒にわたってまとまって配置されると同時に、その市町の最も主要な取り引き商品(室田の場合は穀座)が市場の中央部に割り振られ、それから両端へ向かって徐々に日常的消費物資を取り扱う座となる構成を看取できる。この見世割りの基本的構図は、現在なお存続する新潟・秋田の定期市のなかにも見いだすことができる⁹⁾。ただし、その市町にとっての主要商品は当該地域の生産活動の差異や関係位置を反映するた



第2図 室田六斎市の居座
(群馬県史編さん委員会(1978):『群馬県史資料編10』, 口絵11写真より)

め、一概には特定できない。

いま、寄居の「市場割定帳」のうち上町の分を、屋敷を基準に並び替え整理したのが第1表である。これをみると、上町の最も上手側、つまり、町の入り口に当たる部分に薪炭が両側に並び、そして塩、まい売り・絹・ふと物が続き、さらに穀物類を商う居座がままとまっている。見世割りは、まず市場の全体構成を考え、その後で町屋敷に座を割り振ったと考えるべきであろうか。そのような理解からすると、市場における居座は屋敷主の商業活動とは直接関連を持たず、市日だけの市見世を対象としたものであったことになる。

そこで「市場割定帳」に目を戻し、商品に「宿」を付した居座の記載があることに注目したい。上町には薪宿、炭宿、塩宿、石(穀)宿と4つの商品座について確認できる。これはその町屋敷が当該商品を仕入れ販売する、炭問屋・薪問屋・塩問屋・穀問屋であったことを示していよう。そのため、これらに関連するげん石買馬や塩買馬、そし

第1表 寛永8年寄居六斎市の見世割り(上町分)

南 側		北 側	
屋敷主名	取扱商品(座)	取扱商品(座)	屋敷主名
彦右衛門	薪宿	薪宿	茂左衛門
五郎右衛門	薪宿	薪宿	孫左衛門
平左衛門	薪宿	炭宿	七左衛門
七郎左衛門	薪宿	炭宿	梅津
与五右衛門	炭宿	くだ物	太郎右衛門
与十郎	炭宿	くだ物	次郎右衛門
右馬之丞	炭宿	くだ物	七郎右衛門
九右衛門	絹・綿・ふと物	塩宿・塩買馬	与惣左衛門
関根	あい物・塩	塩宿・塩買馬	善右衛門
助右衛門	塩・まい売り	塩宿・塩買馬	次郎右衛門
四郎右衛門	まい売り・苧売り	たばこ	図書
小左衛門	紙	たばこ	五兵衛
勘解由	鍛冶	石宿	孫兵衛
勘解由	染・あい	石宿	市左衛門
八右衛門	げん石買馬	石宿	次左衛門
惣九郎	げん石 ¹⁾	糶・いもふじ	善左衛門
織部	げん石	高ミセ・きざみ	八兵衛
隼人	志と ²⁾	高ミセ・きざみ	孫兵衛
源左衛門	繰綿		
長助	繰綿		

1) 下町の記載中に「但、大豆ハ石宿四軒へ思いより次第」とあることから、穀類全般を指すと考えられる。

2) 目下のところ不明である。

て薪買馬など、運送にあたる業種が居座として独立して存在したと解することができる。これらの屋敷は六斎の市日のほかにもある程度恒常的に営業していた定店とみるのが妥当であろう。

さらに、六斎市の居座の構成が、寄居と同様に渋川や室田でも、上・中・下のそれぞれの市場の間で不均衡を示している例¹⁰⁾は、必ずしも市場の全体構成を先に考慮したわけではないことを物語っている。つまり、六斎市の見世割のなかには既に問屋機能を有していた定店も組み込まれ、さらに町屋敷主の商業活動を反映した居座の配分もあったものと考えられる。

このようにみると、従来の研究による市町のイメージ、すなわち町屋敷主は農業経営を主軸としながら市日には市庭の市場商人から見世賃を収入として得ていたとする、いわゆる半農半商的な見方はもう少し慎重に検討する必要がある。慶長初年に町立てされた小鹿野の市町の事例で明らかにしたように¹¹⁾、町の重立衆はいずれも西秩父の谷々の要所から代官に招聘され移住したことを考慮すれば、むしろ、近世初期の市町の屋敷主は商業活動に積極的に関与していたと想定しなければなるまい。

Ⅳ 絹市への特化

ところで、寄居六斎市の「市場割定帳」には、寛永8年の定文末尾に書き加えるかたちで、延宝6年(1678)に絹売買場定の条を定めている。

絹売買場定	
一 上市	作兵衛前 久右衛門前
	右商人余り候ハ、下江居次第
一 中市	彦兵衛前
	右商人余り候ハ、下江居次第
一 下市	市兵衛前 伝左衛門前 次郎右衛門前 九郎兵衛前

右商人余り候ハ、下江居次第
右之通り先例ヲ用、名主年寄相談にて此度絹市場
相究申候、商人待合一同に立合売買可仕候、右之
所より外にて一切売買不仕、家買家賣堅ク仕間鋪
候、絹賣り買入宿之儀ハ商人心入次第に付ク可申
候、若相背申候は如何様之御断請申候共少も御恨
に存間敷候、仍而如件
延宝六年午六月日

ここにはそれまでの六斎市の場合から絹市だけが独立してゆく様子をしてすることができる。そして、この絹市は「商人待合一同に立合売買可仕候」と記されるように、売買の方法として糶を用いていたことは明かである。このことは、すでに延宝期の段階において絹がこの地域の代表的移出商品として六斎市を媒介に流通されていく状況を如実に表している。と同時に、その価値と量とが急激に増大した絹の流通にとって、それ以前の居座を基準とした六斎市では、もはや対応しきれなくなったことをも物語っている。この変化を促した背景には、寄居の市町をとりまく流通の外部的要請はもちろんであるが、むしろ糶売買の方法にみるように、より多数の商人を集めて適切な価格を設定したいと願う、新規の商人層を含めた供給する側の内部的要請も見逃すことができない。それゆえ、家買家賣という相対の売買方法が禁止されたとみることができる。

このように、六斎市が特定商品の市へと特化していく傾向は、関東の市町ではすでに近世前期に始まっていた。そしてやがては単独の産地市場へと転化していくのである。しかしながら、その展開の過程には、地域の特産品形成の進展の具合や、消費地までの関係位置、そして市町を構成する商人の特性など、さまざまな条件によって地域的に異なる様相を呈したと考えられる。

V おわりに

以上に、寛永8年の寄居における「市場割定帳」を史料として、近世初期の寄居六斎市の組織や機

能を検討してきた。しかしながら、調査の途中で現地比定が不十分であることから、「市場割定帳」そのものを活用しきれていない点が多々あることは否めない。以下に今後の課題を整理しておきたい。

まず一つには、寛永期にいたる迄の寄居の市町の成立過程を復元的に検討することが重要である。寄居の市町としての整備は、天正18年の鉢形落城後まもなくのことと推測されるが、そのなかで、割元名主役を勤めた岩田家が中心的な役割を果たしたことは言をまたない。市町の商人がどのように構成されたのかは極めて重要な点である。

そしてつぎに、「市場割定帳」に記載される屋敷主名と町並みの屋敷を比定し、市場の構成を正確にとらえることで六斎市の実相を示す必要がある。同時に、市町の経済活動の総体のなかで六斎市を位置づけることも不可欠である。

こうした点などをさらに考慮し、後日稿を改めて考察したい。

付 記

本稿の作成にあたり、平成5年度学内プロジェクト研究費(奨励研究)「定期市場網の形成と変質に関する歴史地理学的研究」(研究者岡村 治)の一部を使用しました。

注および参考文献

- 1) 埼玉県(1990):『新編埼玉県史 資料編16』, 725~729.
- 2) 渋川市岸すみ江家文書(『渋川市誌 第5巻』に所収).
- 3) 群馬郡榛名町中島照二家文書(『群馬県史 資料編10』に所収).
- 4) 和泉清司(1986):『戦国期から近世初期における市の存在形態—上野国を中心に—』, 地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』, 雄山閣, 201ページ.
- 5) 前掲3).
- 6) 実際、市定の史料表題のうえでも寄居の場合は「市場割定帳」とあり、渋川では「市日商売物立様之覚」とある。

- 7) 前掲3)口絵11. ただし、絵図中には年次の記載を欠いているが、内容から寛文10年の穀座割直しにあたって作成されたものと考えられる。
- 8) こうした市見世の類型についてはつぎの拙稿を参照されたい。
岡村 治(1994): 近世初頭関東における六斎市展開に関する試論—市庭の風景論—, 千葉県史研究, 第2号。
- 9) 現況の定期市における出店配置については、つぎの文献に詳細な報告がある。
新潟県教育委員会編(1977): 『越後・佐渡の定期市』, 第一法規。
- 10) 前掲4), 198ページ。
- 11) 岡村 治・川崎俊郎(1991): 西秩父における町形成と商業の展開—近世・近代の小鹿野町を中心として—, 歴史地理学調査報告, 5, 1-29.

<史料>

「武蔵国榛沢郡藤田郷寄居町市場割定之帳」

定南上町

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 一 薪宿 | (彦右衛門
五郎右衛門
平左衛門
七郎左衛門
与五右衛門
与十郎
右馬之丞 |
| 一 炭宿 | |
| (一 絹
一 綿
一 ふと物 | |
| (一 あい物
一 塩
一 まい賣り
一 苧賣り | |
| 一 紙 | 関根 小左衛門 |
| 一 鍛冶 | 勘解由 |
| (一 染
一 あい | 勘解由 |
| 一 げん石買馬 | 八右衛門 |
| 一 げん石 | (惣九郎
織部 |

定北上町

- | | |
|--------|---------------------------|
| 一 志と | 隼人 |
| 一 繰綿 | (源左衛門
長助 |
| 一 薪宿 | (茂左衛門
孫左衛門 |
| 一 炭宿 | (七左衛門
梅津 |
| 一 くだ物 | (太郎右衛門
次郎右衛門
七郎右衛門 |
| 一 塩宿 | (与惣左衛門
善右衛門
次郎右衛門 |
| 一 塩買馬 | |
| 一 たばこ | (凶書
五兵衛 |
| 一 石宿 | (孫兵衛
市左衛門
次左衛門 |
| 一 糶 | |
| 一 いもふじ | 善左衛門 |

(一 高ミセ 一 きざみ	(八兵衛 孫兵衛	(一 鍛冶 一 きざみ 一 高ミセ	彦三郎
定南中町		一 高ミセ	
一 薪	長助 源左衛門	一 いもふじ 一 あい	長右衛門
(一 炭 一 まい賣り	庄右衛門	(一 繰綿 一 志と	新兵衛
(一 あい物 一 塩	(忠兵衛 角左衛門	一 げん石	(傳藏 三郎右衛門
(一 染 一 くだ物	兵庫	定南下町	
(一 糶 一 くだ物 一 ふと物	与次右衛門	一 まい賣り	(彦右衛門 金右衛門
一 大豆買馬共に	右近	一 げん石 <small>但大豆、石宿四軒へ思い寄り次第</small>	(六郎右衛門 太左衛門 次左衛門
一 げん石	(四郎右衛門 惣右衛門	(一 繰綿 一 紙	(喜兵衛 与右衛門
定北中町		一 くだ物	(六左衛門 甚藏 茂右衛門 隼人
一 薪	久右衛門	一 あい物	(小兵衛 太郎左衛門
(一 炭 一 まい賣り	(平右衛門 久左衛門	一 炭	(藤右衛門 五郎左衛門
一 塩	縫殿之介	一 薪	(彦左衛門 庄五郎
(一 紙 一 たばこ 一 苧賣り	(久三郎 傳九郎		

定北下町

(一 ふと物 (次郎右衛門
一 まい賣り (弥右衛門

一 げん石 (平左衛門
一 大豆ハ石宿四軒へ思いより次第 (喜左衛門
次右衛門

(一 いもふじ 忠右衛門
一 志と

(一 染 内蔵之介
一 苧賣

(一 たばこ 与左衛門
一 糶
一 高ミセ半

(一 高ミセ 六兵衛
一 鍛冶

一 塩 (長右衛門
与兵衛

一 炭 七兵衛

一 薪 (仁左衛門
清右衛門

一 薪買馬 半左衛門

一 わら付馬 勘解由

此御割付之通り余方之商人付ヶ申間鋪候、若
付ヶ申候者如何様之御断請申候共御恨に存間敷
候、為後日仍而如件

寛永八年

未ノ六月廿六日